

旧氏に関係する届出をされたい方へ

住民票に初めて旧氏及び旧氏の振り仮名を記載しようとする場合

届出に必要なもの	・ 記載したい旧氏が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等 ・ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ★旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面
記載できる旧氏	・ 戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで記載できます。

住民票に記載している旧氏及び旧氏の振り仮名を変更しようとする場合

届出に必要なもの	・ 変更後の旧氏が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等 ・ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ★旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面
旧氏の変更の届出はいつからかできるか	・ 変更前の旧氏を住民票に記載した後、氏に変更があった時から届出ができます。
変更後に称する旧氏	・ 変更後の旧氏は「現在の氏の直前に称していた氏」に限ります。

住民票に記載している旧氏及び旧氏の振り仮名を削除しようとする場合

届出に必要なもの	・ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
注意事項	・ 一度削除した旧氏は再登録できません。 ※旧氏を削除する場合には、その後、氏に変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧氏の中から1つを選んで再び住民票に記載することができます。

過去に旧氏を記載していた方で、削除後、新しい旧氏及び旧氏の振り仮名を記載しようとする場合

届出に必要なもの	・ 記載する旧氏が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等 ・ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等） ★旧氏の振り仮名を過去に使用していたことを証する書面
旧氏を再度記載する届出はいつからできるか	・ 住民票に記載されていた旧氏を削除した後、氏に変更が生じた時から届出できます。
記載できる旧氏	・ 直前に住民票に記載されていた旧氏を削除した後に生じた旧氏のみ記載することができます。

★本人の銀行口座の名義が記載された預金通帳・旧姓欄の記載があるパスポート等